



Intellectual Property rights

第四回

壮大なる御堂筋線に学ぶ 懐の広い法律創り

寺本 振透 (弁護士)

illust. : Shirane Yutanpo

先月号の宮下先生からの問いかけ

寺本先生へ。インターネットという新大陸において「法」というインフラを、これからどう創っていったらいいでしょうか。

宮下先生から、インターネットという新大陸において「法」というインフラをどう創っていくべきかについて問題が投げかけられた。確かに、「法」も「インターネット」もインフラだ。インフラであるなら、他のインフラから類推して考えることができる面もある。もしばらく、地下鉄のお話におつきあい願いたい。

懐が広い 壮大なる御堂筋線

昭和8年5月20日、大阪市営地下鉄梅田仮停留場 心齋橋間3.0キロメートルが開通。昭和10年10月30日、さらに南の難波まで延伸開業。これが現在の大阪市営地下鉄御堂筋線の始まりだ。地上の大通りである御堂筋の東側への拡幅に合わせてその下に地下鉄を掘るという壮大な計画が実施された。また、地下鉄の計画と同時に、大阪駅前広場の整備、御堂筋を含む幹線道路の拡張、新設、地下道施工も計画ないし実施された。地下鉄の設備も、開通当時より壮大なものであり、大改築なしに、現在の18メートル級車体11両編成の運行が滞りなく行われている(詳しくは、大阪市交通局「大阪市地下鉄建設五十年史」〔昭和58年〕を参照)。

狭い銀座線を巧みに利用する東京の営団地下鉄職員と利用客の知恵は多とすべきだが、それはまた、利用者の我慢と裏腹の関係にある。利用者の我慢が少なく済むほど好ましいだろうし、御堂筋線の歴史は、最初に思い切った投資をすれば、結局は無駄が少ないことを示唆している。

大きなトンネルをどう利用するかという要請は、時代によって変遷する。それに応じてダイヤを変えたり、駅の設備を変えたり、電車を変えたりといった工夫は必要だ。

だが、そうそう簡単にトンネルを掘り直せるものではない。つまりは、インフラを創るならば、懐が広い方がよいということになるだろう。

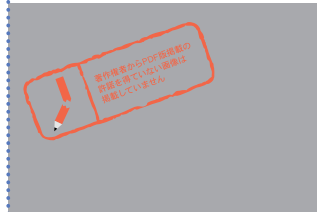
法も、細々したものを作って時代が変わると身動きができなくなってしまうよりも、なるべく大きな枠組みだけを作って置いて、時代に応じた変化を許容できるようにすべきだろう。

通信も法律も 相互に支え合うべし

とはいえ、ただ巨大なトンネルを掘ってレールを敷いただけでは使い物にならない。地下鉄の沿線に、利用者がおもむく目的地が作られなければならない。その意味で、地下鉄建設と同時に地上の御堂筋(道路)も拡幅し、オフィスや商店が集積されるように誘導した大阪市の手法は見事だ。道路がなければ、オフィスや商店は集積できない。広い道に面していなければ、大きなビルの建設ができないし、商品を自動車で運ぶこともできないし、重役や重要な顧客を乗せた自動車をオフィスや商店の前に着けることもできない。オフィスや商店が集積されなければ、地下鉄を掘っても誰も利用しない。逆に、オフィスや商店をいくら集積しても、そこで働く人や買い物をする人がやって来なければ無意味だ。その手段となる大量輸送手段として、大規模な地下鉄が必要となる。

また、地下鉄と郊外電車など他の交通機関との相互アクセスがよくなければ、郊外から来た人を地下鉄に誘導できない。この意味でも、大阪駅前の開発を同時に計画した手法も納得がいく。地下鉄というインフラと、道路や郊外電車などの別のインフラが相互に支え合うことによって始めて、地下鉄が利用されるようになるし、地下鉄の利便性も高まる。

結局のところ、1つのインフラは単独で成り立つものではなく、他のインフラと支え合って初めて利便性を増し、多くの人に



© 朝日新聞社



photo:Tsushima Takao

intellectual property rights

闘争する創造者たちの 考える!? インターネット

第四回

利用されるようになる。また、あるインフラは、他の複数のインフラと相互に支え合う必要がある。地下鉄ならば、地上の道路、主要な駅で相互に接続する郊外電車や他の地下鉄、バスなど多くのインフラから乗客を受け入れ、また、逆に受け入れてもらう必要がある。さらに、インフラが相互に支え合う場合に、1つのインフラで発生した現象(たとえば、郊外電車におけるダイヤの乱れ、沿線の開発による人口の急増など)に対応するためには、別のインフラのほうもスペックに余裕があったり(地下鉄ならばトンネルが大きくて車両を増結したり、駅ホームを拡張したりする余地があること)、外部の乱れの影響を遮断できる手段をもっていたり(地下鉄ならば、郊外電車との接続駅に折り返し設備があるとか、あえて郊外電車との相互乗り入れを限定的にするとか)する必要もある。以上は、地下鉄というインフラを前提にした議論だが、同じことが通信インフラだけではなく、法制度にもあてはまるのではないだろうか？

音楽配信を例に 法制度を考える

懐の狭い立法

たとえば、ネット経由の音楽配信を例に考えてみよう。配信サーバー管理者に対する課徴金制度を、日本国内の配信サーバーを経由して、日本国内のクライアントに対してのみ行う、として設けたとする。ここで配信サーバー管理者は、どの音楽を配信するかを選択しないで中継だけを行っていると前提する。このような制度を作ったとしても、配信サーバー管理者がサーバーを国外に移して課徴金を免れるだけだ。逆に、国外の利用者からは、「日本国が徴収する課徴金を、どうして国外の利用者の利用料金に上乗せするんだ？」と非難されよう。トンネルが狭すぎるようなものだ。

ただ広いだけの立法

「配信サーバーの管理者は、音楽の権利者に対して相当の対価を支払え」とだけ法に定めたらどうだろうか？ 配信サーバーの管理者は、どのような音楽が配信サーバーを経由して流れていくのか把握に困るし、まして音楽の権利者にはどの音楽がどの配信サーバーを経由して流れているのかわからないから、実効性がない。壮大なトンネルを掘っても、地下鉄が利用されるような工夫がなされないようなものだ。

他分野のルールと整合性のない立法

さらに、配信サーバーの管理者から金を徴収しようとしても、端末から端末への送信に対しては何も徴収されないのならば、いわゆるP2Pの手法によって回避されるだけだろう。地下鉄の運賃が高すぎれば、客は、バスや自家用車や自転車を使う。だからといって、御都合主義の、つぎはぎの立法を続けるならば、市民は法の権威など信用しなくなり、かえって無法状態を招くだけだろう。

他の領域のルールとの調和を考えない立法

ある国が「配信サーバーが国内にあるときはその管理者から課徴金を徴収し、配信サーバーが国外にあるときは国内にある個々の端末から課徴金を徴収する」という制度を設けたとしよう。他の国も、同種の立法をなすだろう。その結果は、二重の課徴金を避けるために取引が国内に閉じてしまうか、あるいは逆に、ことさらその種の立法をしないことによって配信サーバーを集中させようとする国の出現を招くだろう。地下鉄と郊外電車との間の乗り換えが不便だと、結局市街地での労働人口が減るか、逆に、住宅も市街地に極端に集積して住環境が悪くなるかもしれない。

領域ごとの違いを認めない立法

すべての国が話し合っ、均一の課徴金制度を作り、あらゆる領域の配信サー

バーから課徴金を徴収し、全世界の音楽の権利者に平等に、または利用された頻度に応じて資金を分配する制度を設けてはどうか？ これは、一見理想主義的に見える。だが、世界で同一のルールを適用するということは、多数派や強者の都合を、少数派や弱者に押しつけることになりかねない。ある都市の中では、地下鉄と徒歩でしか移動することを認めないとすれば、その都市の管理のためには都合がよいとしても、閉所の嫌いな人、商品サンプルを持って取引先に行かなければならない人、上下方向の移動に苦痛を感ずる人などは、切り捨てられることになってしまう。

強者のルールが適用される「新大陸」にも先住民が

ところで、「新大陸」の開拓の歴史を省みると、先住民のルールが捨て去られ、強者のルールが無邪気に適用されては来なかったかという疑問も生ずる。だが、インターネット草創期のアカデミックなグループ間での「情報の共有」を重視するルールが、商業ベースの「情報に対する権利の主張」を重視するルールによってすべて排除されるべきだとは言えまい。また、遅れてインターネットの利用を始めるさまざまな民族、宗教、企業などのグループは、もはやルールの策定に参加できず、できあがったルールに唯々諾々と従わされるべきでもないだろう。新しい地下鉄を掘るときと同様、法を考えるときも、思い切った投資と改革が必要な反面、既存のルールやこれから提案されるであろうルールを取り込み、あるいは、それらと折り合いをつける手続きを織り込んでいく必要がないだろうか？

次回への問いかけ

通信技術の分野では、昔からある規格やインフラと、新しい規格やインフラとを、どのように折り合いをつけようとしているのでしょうか？



photo:Nakamura Tohru (mermaid)

intellectual property rights

寺本 振透 : 今回の執筆者
弁護士。ベンチャー企業向け金融と決済に関するセミナー、雑誌論文などが多い。

松倉 秀実 : 次回の執筆担当
弁護士。ソフトウェア・インターネット技術の特許・商標問題を主な仕事とする。

宮下 佳之 : 次々回担当
弁護士、ニューヨーク州弁護士。
国際取引や知的財産権に係わる契約、紛争処理などを主に手がける。

この3人の執筆陣によるインターネットマガジンの連載が1冊の本になっています。
『よくわからん!? インターネット時代の法律入門』(小社刊)



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp